

平成 24 年 2 月 20 日 稲垣連絡係より

お疲れさまです。連絡係の稲垣です。

へたくソな司会でいつもすみません。2点、ご確認をお願いします。

1、4月以降の法改正の中で、皆様それぞれに、新聞紙面他から勉強され、法改正についてのご質問を抱かれていることかと思ひます。

せつかく部会があるので、部会長からの文章で、振興局に質問をぶつけてみたいと思ひます。

現状でご質問のある方は3/3までに、当方にメールにてご質問ください。念のため3/2の集団指導後を質問取りまとめのタイミングとしました。ただ、そんなに新聞紙面よりもたくさんの情報は当日話されないものと思ひます（だいたいそんな時間無いじゃん）し、全員の前で質問を言う勇氣もない方、大募集です。誰かが氣になることはみんなも氣になるはず！ふるってメールを下さい。

2、先日の部会の中で、法改正に向けた動きとしてのディサービスの滞在時間などについてお話ししました。説明に間違いがあったように思ひ返したので再度案内します。

4月以降ディなどの時間は施設側の体制により、時間を決めていただくことになるでしょうが、いかんせん、家族側の受け渡しであったり、独居の方などのこの1時間程度の美妙な時間のずれにより大きく生活に支障が出る方、安全が確保できない方も想定されることと思ひます。そのような方においては、ケアマネさん側から個別の相談ということで、事業所に事前に相談しておいてください。

17の話だと、「すべて」事業所さんが決めてしまう、ようにも取れたので。よろしくご査収ください。

各務原市介護保険サービス事業者協議会居宅介護支援事業部会  
連絡係 稲垣 光晴